

# 健全化判断比率及び資金不足比率を公表いたします。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が昨年公布され、19年度決算をもとに本年度から健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することとなりました。

これまでは「地方財政再建促進特別措置法」において、地方公共団体が健全財政であるか、破綻状態にあるか、の2通りで判断していましたが、この法律では、健全と破綻の中間にあたる早期健全化団体を定め、破綻前に早期是正を図ろうとするものです。

一宮町の各比率は、下記のとおりとなりました。

平成19年度 一宮町 健全化判断比率

(単位:%)

| 健全化判断比率  | 平成19年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------|---------|--------|
| 実質赤字比率   |        | 15.00   | 20.00  |
| 連結実質赤字比率 |        | 20.00   | 40.00  |
| 実質公債費比率  | 12.7   | 25.0    | 35.0   |
| 将来負担比率   | 121.7  | 350.0   |        |

平成19年度 資金不足比率

(単位:%)

| 会計名等         | 平成19年度 | 経営健全化基準 |
|--------------|--------|---------|
| 一宮荘特別会計      |        | 20.0    |
| 農業集落排水事業特別会計 |        | 20.0    |

## 早期健全化基準・経営健全化基準を超えると？

早期健全化基準・経営健全化基準を超えた場合には、財政健全化計画を策定し、計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

また、毎年実施状況を町議会・県知事・総務大臣に報告し公表することとなります。

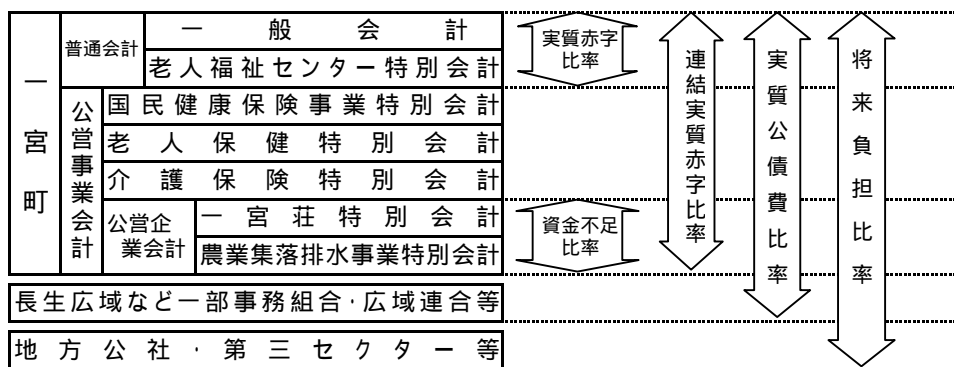
## 財政再生基準を超えると？

財政再生基準を超えた場合には、国等の関与のもと確実に財政再生を図らなければなりません。

また、毎年実施状況を町議会・県知事・総務大臣に報告し公表することとなるほか、財政運営が計画に適合しない場合等においては、予算の変更を勧告されます。

## 健全化判断比率の対象範囲は？

対象会計等を図にすると次のようになります。



## 各比率の解説

### 実質赤字比率について

普通会計(一般会計と老人福祉センター特別会計)における実質収支額の標準財政規模に対する割合を表すもので、黒字の場合は数値がありません。

### 連結実質赤字比率について

一般会計ほか全ての特別会計における実質収支額の標準財政規模に対する割合を表すもので、黒字の場合は数値がありません。

### 実質公債費比率について

一般会計や特別会計の公債費・債務負担行為償還額のほか、長生郡市広域市町村圏組合や九十九里地域水道企業団といった一部事務組合の公債費(町負担分)を含めた、実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合。

### 将来負担比率について

地方債現在高・債務負担行為の翌年度以降支出予定額・一部事務組合等の地方債の元利償還金に充てる負担見込額・退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額を合算額した将来町が負担しなければならない額の標準財政規模に対する割合。

### 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業の経営健全化を判断する指標で、公営企業ごとの資金不足額が事業の規模に対して、どの程度あるかを示すもので、黒字の場合には数値がありません。